

検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ
改定 令和7年3月21日付け全検察審査会申合せ

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の趣旨を踏まえ、検察審査会の保有する検察審査会行政文書の開示に関する事務の取扱いについて、下記のとおり申し合わせる。

記

第1 定義

この申合せにおいて「検察審査会行政文書」とは、検察審査会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した検察審査会行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、検察審査会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第2 開示の原則

検察審査会は、その保有する検察審査会行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該検察審査会行政文書を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1 法令に別段の定めがあるとき。
- 2 開示の申出があった検察審査会行政文書に情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当する情報（審査事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。以下「不開示情報」という。）が記録されているとき。

第3 部分開示

- 1 開示の申出があった検察審査会行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示の申出があった検察審査会行政文書に情報公開法第5条第1号の情報に相当するもの（特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に限る。）が記録されている場合において、同号の情報に相当するもののうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、1に定めるところによる。

第4 公益上の理由により開示を行う場合

開示の申出があった検察審査会行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、検察審査会行政文書の開示を申し出た者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該検察審査会行政文書を開示することができる。

第5 検察審査会行政文書の存否に関する情報

開示の申出があった検察審査会行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該検察審査会行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

第6 開示の申出の手続等

- 1 検察審査会行政文書の開示の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先並びに開示を申し出る検察審査会行政文書の名称等検察審査会行政文書を特定

するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。

- 2 検察審査会行政文書の開示の申出をしようとする者が検察審査会行政文書の特定のための情報の提供を求めてきた場合は、参考となる情報を提供するように努めるものとする。

第7 開示の申出に対する対応

- 1 開示の申出があった検察審査会行政文書の全部を開示する場合には、開示申出人に対し、その旨を開示の日時、場所及び方法とともに、適宜の方法で通知する。
- 2 開示の申出があった検察審査会行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。
- 3 1又は2の通知は、開示の申出があった日から原則として30日以内に行うものとする。
- 4 検察審査会の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、検察審査会行政文書の開示の申出が開示の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、開示しないことができる。

第8 第三者に対する意見聴取

- 1 開示の申出があった検察審査会行政文書に検察審査会及び開示申出人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。
- 2 1の定めにより意見を求められた第三者から当該検察審査会行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施す

る日を適宜の方法により通知するものとする。

第9 開示の実施

- 1 検察審査会行政文書の開示は、文書及び図画については、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより、電磁的記録については、検察審査会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により用紙に出力したものの閲覧をさせ、若しくは写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせ、又は検察審査会が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴をさせることにより、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧及び謄写の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。
- 2 開示の申出があった検察審査会行政文書の開示より別の検察審査会行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる。
- 3 開示の実施は、検察審査会行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として30日以内に行うものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生じるおそれがあると認めるとき、又は第8の2により開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いたときは、この限りでない。

第10 苦情の申出がされた場合

- 1 次のいずれかに該当する苦情の申出がされた場合には、開示の申出を受けてした判断（以下「原判断」という。）の当否について判断する。ただし、当該苦情の申出が、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月を経過した後になされた場合（原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合その他正当な理由があると認める場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 検察審査会行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出
 - (2) 検察審査会行政文書の全部又は一部の開示の判断に対する第三者（当該検察審査会行政文書に情報が記録されている者に限る。）からの苦情の申出
- 2 1の(1)及び(2)の苦情の申出は、開示の申出を受けた検察審査会に対して行わなければならないものとする。
- 3 開示の実施前に1の(2)の苦情の申出がされたときは、原判断の当否について判断するまでの間、開示を実施しないものとし、その旨を開示申出人及び当該第三者に通知する。
- 4(1) 1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。
- (2) (1)の定めによる諮問は、当該苦情の申出がされた日から原則として30日以内に行うものとする。
- 5(1) 次のいずれかに該当する場合には、4の定めにかかわらず、委員会に諮問することを要しない。
- ア 当該苦情の申出が、1のただし書に定める場合に該当する場合
- イ 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、当該苦情の申出に係る検察審査会行政文書について全部を開示することが相当であると判断した場合（第8の1の定めにより意見を求められた第三者から当該検察審査会行政文書の開示に反対する意見が提出されているときを除く。）
- (2) 申出が、1のただし書に定める場合に該当する場合又は1の(1)若しくは(2)の苦情の申出に該当しないことが明らかである場合には、当該申出をした者に対し、1の判断をしない旨を書面で通知する。
- 6 4の定めにより委員会に諮問したときは、その旨を次に掲げる者に対し通知する。
- (1) 1の(1)又は(2)の苦情の申出をした者（以下「苦情申出人」という。）

(2) 開示申出人（開示申出人が苦情申出人である場合を除く。）

(3) 第8の1の定めにより意見を求められ、開示の申出があった検察審査会行政文書の開示に反対する意見を提出した第三者（当該第三者が苦情申出人である場合を除く。）

7 1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、第三者に対し、第8の1に定める意見を求めることができる。

8 委員会から4の定めによる諮問に対する答申を受けたときは、当該答申を尊重して1の判断を行う。

9 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、その旨を6の(1)及び(3)に掲げる者に対し通知する。

10 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、原判断を是正する旨を6の(1)及び(3)に掲げる者並びに7の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、開示申出人に対し、第7の1又は2の通知を行うとともに、苦情の申出に係る検察審査会行政文書のうち、開示することが相当であると判断した部分を開示するものとする。

11 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、その旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。開示の実施前の苦情の申出である場合は、開示申出人に対し、原判断のとおりに開示するものとする。

12 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、原判断を是正する旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に通知した上で、開示申出人に対し、第7の2の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在する

ときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。

13 9から12までに定める対応は、委員会から答申を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。

14 検察審査会の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、その苦情の申出が開示の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、その申出には対応しないことができる。

第11 開示・苦情の申出の担当部署

検察審査会行政文書の開示・苦情の申出に関する事務は、検察審査会事務局が行う。

付 記

1 実施

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

2 申合せの廃止

平成28年12月22日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」は、平成31年3月31日限り廃止する。

3 経過措置

平成31年3月31日までにされた検察審査会行政文書の開示の申出については、なお従前の例による。

付 記（令和7年3月21日付け全検察審査会申合せ）

1 この申合せは、令和7年4月1日から実施する。

2 この申合せによる改定後の平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ

「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」記第1、第8、第9、第11の定めは、この申合せの実施の日以後にされた検察審査会行政文書の開示の申出について適用し、同日前にされた検察審査会行政文書の開示の申出については、なお従前の例による。